

## 電子開示制度により有価証券報告書等を提出する場合の 監査上の留意点について

平成13年 5月14日  
日本公認会計士協会

金融庁による電子開示制度（いわゆる「E D I N E T」）によれば、被監査会社は、有価証券報告書等を電子データとして作成し、金融庁に送信することとなる。このため、この電子開示制度においては、監査人は、監査対象である財務諸表等及び監査報告書も電子データになることに留意する必要がある。

電子データは、一般的に紙媒体による書類に比べて改変することが容易であるとともに、改変されているかどうか判り難いという特性がある。このため、監査人は、監査対象とした財務諸表等が監査終了後に改変されていないかどうかを確かめることが困難になる。また、この電子開示制度においては、監査報告書に記載された事項を電子化したものを財務諸表等に添付することになるため、監査報告書とその対象となる財務諸表等との一体性が損なわれる危険性が生じることとなる。

この電子開示制度に関する監査について、平成13年2月1日付けの会長名による文書（J I C P A ニュースレター 95、29頁掲載）によれば、監査報告書に電子署名がなされていない現状においては、現行のとおり、紙媒体による書類の形で監査報告書を作成し、被監査会社に渡す手続を続けることを求めている。

もとより、監査終了後の財務諸表等及びそれに対する監査報告書を含む適正な有価証券報告書等を作成し、提出する責任は被監査会社にある。しかしながら、監査人としては、監査報告書の対象とした財務諸表等又は監査報告書が、後日、被監査会社等によって改変されることによって蒙るリスクを防止する手段を講じる必要がある。

電子データであっても、電子署名の技術を用いれば上述のリスクを防止できるが、現段階では、監査報告書に関しては電子署名の技術は採用されていない。

したがって、監査人は、金融庁に提出する最終の有価証券報告書等と同一のものを紙媒体によって入手し、これに綴り込まれた監査報告書に署名・捺印後、会社及び監査人双方が保管するなどして、監査人が監査の対象とした財務諸表等及び提出した監査報告書を確定する手続を行うことが必要である。

なお、当面の間、監査報告書に記載された事項を電子データ化して金融庁に提出する場合には、欄外に（注）として監査報告書に記載された事項を入力したものである旨及び監査報告書の原本は財務諸表に添付される形で別途会社に保管されていることを注記するよう会社に依頼することが適当である。

また、監査人は、監査報告書の原本の記載事項と監査報告書に記載された事項を電子データ化して金融庁に提出されたものが同一であることを確かめることが適当と考える。

以 上